

TOPICS

VOL.245

代表・特定社会保険労務士 山口 徹実
社会保険労務士 倉井 舞

URL : co-js.com E-mail : info@co-js.com TEL 028-902-1500 FAX 028-601-7024

年金制度改正法案成立 No.1

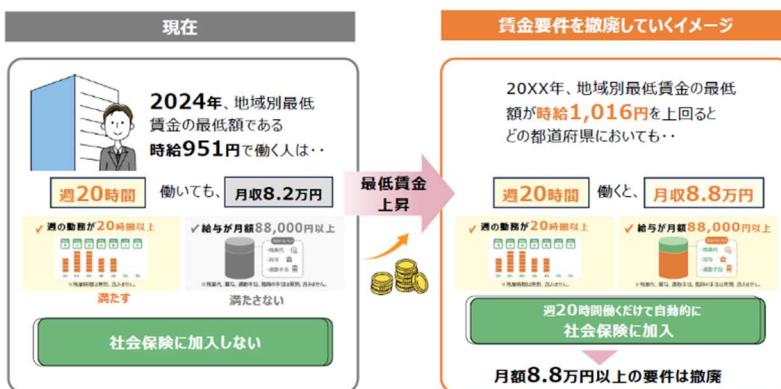
令和7年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が第217回通常国会に提出され、衆議院で修正のうえ6月13日に成立しました。

この法律は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再配分の強化や私的年金制度の拡充等により、高齢期における生活の安定を図るためのものです。

主な改正内容の中から、今回は「社会保険の加入対象の拡大」について取り上げます。



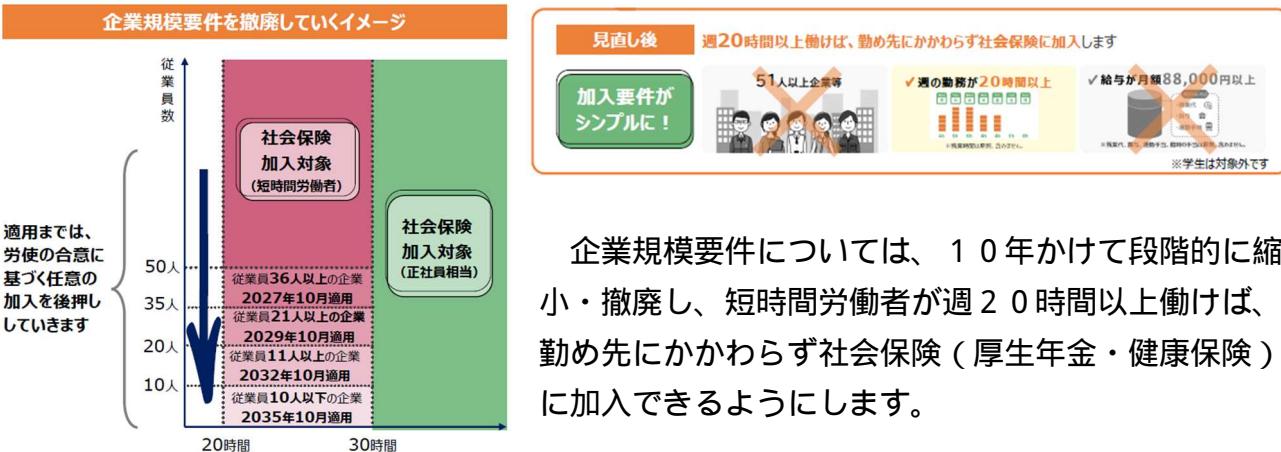
1. 賃金要件の撤廃



現在の短時間労働者の加入要件は、51人以上企業の場合、「週の所定労働時間が20時間以上」「給与月額88,000円以上」となっており、いわゆる「年収106万円の壁」を意識した働き控えが問題となっていました。

ところが、最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃となります。（この度公表された最低賃金では、全ての都道府県において1,016円を上回りました。）「公布から3年内の政令で定める日から施行」とされています。

2. 企業規模要件を段階的に撤廃



企業規模要件については、10年かけて段階的に縮小・撤廃し、短時間労働者が週20時間以上働けば、勤め先にかかわらず社会保険（厚生年金・健康保険）に加入できるようにします。

3. 常時5人以上の者を使用する個人事業所適用対象の拡大

社会保険（厚生年金・健康保険）の加入要件をわかりやすくし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなるようにします。

将来の年金の増額など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。

現在		個人事業所の加入範囲を拡大していくイメージ	
個人事業所	常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所	個人事業所
法律で定める17業種	加入対象	加入対象外	常時5人以上の者を使用する事業所
上記以外の業種 (加入の対象とならない業種) 例：農業・林業・漁業、 宿泊・飲食業、サービス業、 洗濯・理髪業、浴場業、 娯楽業、デザイン業、 整備業、ビルメンテナンス業、 政治・経済・文化団体、 宗教業。		労使の合意により任意で加入 (任意包括適用)	5人未満の事業所

全業種

2029年10月時点で既に存在する事業所当面は加入対象外
労使の合意により任意で加入
(任意包括適用)

5人未満の個人事業所や2029年10月施行時に既に存在する事業所に対しては労使の合意に基づく任意の加入を後押ししています。

4. 新たな加入拡大となる対象となる方を支援（就業調整を減らすための保険料調整）

企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる短時間労働者に対し3年間、事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的・時限的な措置を実施します。事業主が追加負担した保険料について、その全額を制度全体で支援します。

令和8年10月1日施行予定です。



以上